公益社団法人那須町シルバー人材センター利用規約

第１条（目的）

本規約は、公益社団法人那須町シルバー人材センター（以下「センター」という）が会員（以下「業務実施会員」という）を通して提供する業務に関し、センターと発注者（公益社団法人那須町シルバー人材センターに業務を依頼する者（以下「発注者」という）の間の契約条件を定めたものであり、発注者は本規約に同意しない場合はセンターが提供する業務を発注することができません。

第２条（業務依頼）

発注者が、センターに業務依頼をしようとするときは、センターに対し口頭または書面（発注依頼書・電子メール）による依頼をしなければならない。

第３条（業務受託）

契約形態、業務実施方法、日程や期間、料金はセンターが定める基準に基づくものとする。

２　センターは発注者からの依頼内容を確認の上、業務の受託可否を決定しその結果を発注者に通知する。

第４条（契約の成立）

発注者が業務を依頼し、センターが受託を通知した時点で契約が成立するものとする。契約は書面による契約のほか口頭契約を含むものとする。

２　契約形態が請負ではなく人材派遣に該当する場合の受託契約は、別途シルバー人材派遣に関す要綱、規程、規則に基づきセンターと発注者で協議のうえ決定するものとする。

第５条　（マッチング）

センターと発注者との間で利用契約が成立したとき、センターは会員のうちから業務の内容、実施に必要な会員の技能等を考慮して、業務を実施する会員を選定するものとする。

第６条　（業務の実施）

業務実施会員は請負または委任の形態で業務を行い、発注者との間に雇用関係は発生しない。

第７条　（履行確認）

発注者は業務実施会員が業務を完了した日から５日以内に成果物や作業内容を確認し、不備があった場合はその証拠写真を添えてセンターへ連絡することとする。

２　センターは発注者から連絡を受けた場合、速やかに現状を確認し必要な措置を講じるものとする。

３　発注者から業務実施会員が業務を完了した日から５日以内に、成果物や作業内容についてセンターに不備の連絡がない場合、当該契約業務は完了とする。

第８条　（就業条件）

発注者からセンターが受託した業務（以下「受託業務」という）に係る就業条件は、公益社団法人那須町シルバー人材センター会員業務就業規約（以下「就業規約」という）に定めるところによる。

第９条　（契約金額および支払方法）

発注者はセンターに対して、センターが定める契約金（業務実施会員の業務とセンター業務、材料費の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいい、以下「契約金」という）を支払うものとする。

２　発注者は業務完了後２０日以内に、センターが定める契約金を支払わなければならない。

３　支払方法は、次のいずれかとする。

（１）センター指定のコンビニエンスストア窓口での支払い

（２）金融機関振込（センター指定口座への振込）

（３）発注者に高齢や障害等による特段の事情があり、センターがやむを得ないと判断した場合に限り集金による徴収

第１０条　（支払および集金手数料）

センター指定口座への振込手数料、コンビニエンスストア窓口で５万円以上の支払いに必要となる印紙税相当額は発注者負担とする。

２　集金業務における手数料は一律１回につき１，１００円（消費税込）とし、集金は原則月１回までとする。

第１１条（キャンセルおよび契約内容変更）

発注者は業務開始前に限り、センターに対し業務のキャンセルまたは契約内容の変更を申し出ることができる。

２　発注者による受託業務のキャンセルまたは契約内容の変更によりセンターに損害金が出る場合、発注者はその全額を支払わなければならない。

３　業務開始後のキャンセルは認められず、発注者には契約時に定めた契約金額の全額を支払う義務が発生する。ただし、天災や悪天候等不可抗力による事情で業務が実施できない場合は、この限りではない。

第１２条（発注者及びセンターの責務）

センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。

２　センターは、本規約に定めるセンターの業務（以下「センター業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

３ 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有する。センターは、業務実施会員に

対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第１３条（事故・損害賠償）

発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第１４条 （権利・義務の移転の禁止）

発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

２　発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第１５条 （守秘義務・個人情報管理）

発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

２　発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

３　前２項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

第１６条（反社会勢力の排除）

発注者及びセンターは、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者等）に該当し又は以下の各号の一にでも該当することが判明した時には、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができる。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

（５）その他社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　発注者及びセンターは、相手方が自ら又は第三者を利用して、暴力的要求、不当な要求、業務妨害行為等を行った場合には、何らの催告を要せず、利用契約を解除することができる。

３　本条各項の規程により本契約を解除した場合には、解除された者は解除による損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第１７条（その他）

本規程に定めのない事項については、関係法令およびセンターの定める規則に従うものとする。

２　本規程は、必要に応じて改訂されることがあり、改訂後の規程はセンターの窓口または公式ウェブサイト等で公表する。

附則

（適用期日）
この規約は令和７年４月１日から適用する。
附則
（適用期日）
この改正規約は令和７年７月１日から適用する。
附則
（適用期日）
この改正規約は令和７年10月１日から適用する。